Wealth
Management
Practice

ウェルス・マネジメント
相続・事業承継
プラクティス

事業家・資産家の皆様の多様なニーズに対して、森・濱田松本法律事務所及びMHM税理士事務所は、豊富な知識・経験や海外ネットワークを活用し、法務・税務を統合した戦略的なアドバイスを提供しております。

森・濱田松本法律事務所
MORI HAMADA & MATSUMOTO

MHM税理士事務所
MHM TAX ADVISORY SERVICES

事業家・資産家の多様なニーズに対するソリューションの提供

森・濱田松本法律事務所（弁護士法人 森・濱田松本法律事務所を含みます）及びMHM税理士事務所（以下総称して「当事務所」といいます）では、非公開会社のオーナー経営者、上場企業の創業家大株主、個人資産家等の事業家・資産家の多様なニーズに応じたオーダーメイドのソリューションを提供しております。事業家・資産家のクライアントの皆様のニーズは多岐に渡りますが、例えば以下のようなものがあります。

- オーナー経営者の自社株に課される相続税への事前対策
- オーナー企業グループにおける複数の後継者への事業承継の実行方法
- オーナー企業グループの資本関係の再構築
- ご子息へ遺される資産の安全な管理・運用
- 「争族」の未然防止、遺言書の作成・保管・執行
- 同族会社間の経営権争いにおける代理・交渉
- 海外投資に当たっての効率的なストラクチャーの検討
- 国境をまたいだ相続への対応
- 所得税・法人税・相続税の申告業務
- 相続税・贈与税調査対応

近年、我が国における相続税負担が増加していること、親族内で事業承継ができないケースが増えていること、人や資産の国境を超えた移動が容易になっていること、企業にとっては生き残りをかけた海外進出が課題となっていること、組織再編税制や株式交付制度の整備により様々な法的手法を活用した事業承継対策が可能になっていることなどを背景に、従前にも増して事業家・資産家の皆様における専門家によるサービスへのニーズが高まっています。

また、ウェルス・マネジメント業務においては、一族内紛争に適切に対応することが、特に重要であるといえます。既に生じてしまった一族内紛争においては、依頼者が勝利を収めるための戦略を徹底的に考え、最後まで戦い抜くこと（又は最善の和解を勝ち取ること）が法律事務所に求められますが、その一方で、一族内紛争を未然に防ぐための工夫を凝らすことも、同じく法律事務所の重要な責務になります。

当事務所には、紛争解決はもちろん、国内/クロスボーダーのM&A/組織再編、信託、資産税や国際課税等、幅広い分野について豊富な知識と経験を有する弁護士・税理士がそれぞれ所属しており、これらのメンバーがウェルス・マネジメントプラクティスグループとして法務・税務を統合したサービスを提供しております。

Wealth Management Practice

法務・税務を統合した戦略的なアドバイス

事業家・資産家の皆様へのサービス提供にあたって、法務の観点からの検討はもちろんですが、税務の観点からの検討を抜きにしてはプランニングや問題解決は不可能といっても過言ではありません。これは、事業家・資産家の皆様にとって取引対象の資産が高額であり、我が国における所得税・法人税・相続税・贈与税の税率が高いことに由来しています。

弁護士、税理士等の専門家は、事業家・資産家の皆様のニーズに対して、それぞれが専門とする切り口のみからアドバイスを行うことが一般的であったように思われます。しかし、実際にウェルス・マネジメントに関するプランニングや問題解決に当たる際、税務と法務という別々の切り口から分析を加えるよりも、両者にバランスよく目を配り、総合的検討を加えるというアプローチの方が、より効果的であるといえます。

例えば、オーナー企業グループにおける後継者への事業承継の手段として組織再編を実行する場合において、当該組織再編が相続税評価額に与える影響と、当該組織再編が法的に実現可能かという点を、別々に検討することは、非常に効率が悪いといえます。

当事務所では、ウェルス・マネジメント業務に必要となる、会社法、M&A、信託等の法分野を専門に取り扱う弁護士と、事業家・資産家が直面する税務問題に関する幅広い実務経験を有する弁護士・税理士が一体となってクライアントの皆様へのサービスの提供を行っています。具体的には、法務・税務上の影響やリスクに十分配慮したプランニングを行い、また、これらの検討結果を適切に反映したドキュメンテーションを行うよう努めております。

当事務所は、課題の発見及びソリューションの提供の双方を求められる事業家・資産家の皆様に対し、法務・税務を統合した戦略的なアドバイスをワンストップで提供できる数少ない専門家集団であると自負しております。

Wealth Management Practice

当事務所が提供できるサービス例

事業承継対策

事業家・資産家の皆様は、保有資産のうちに自社株式の占める割合が多くなる傾向がありますが、とくに非公開会社の場合は株式を換金することが難しいため、事前の対策を行わないまま相続が生じた場合に、自社株式の保有割合が崩れ、後継者において経営権の確保が困難になったり、相続税の納税資金が不足したりするといった問題が生じることがあります。

長年築きあげてきた資産・企業経営を後継者にスムーズに承継させることは、創業家の皆様にとっては集大成ともいうべき大仕事です。

当事務所では、相続税・贈与税が絡む事業承継案件について豊富なプランニング実績を有しており、税務の観点はもちろんのこと、法務、企業経営の観点を十分に踏まえ、事業の後継者に対するスムーズな承継をサポートいたします。また、クライアントのご要望に応じ、プランニング後の税務申告も行います。具体的には、以下のような実績(一例)があります。

- 合併、株式交換等の組織再編手法や株式交付制度を組み合わせた自社株対策
- 持株会社(ホールディング)化の実施
- 役員・従業員持株会を通じた自社株対策
- 組織再編を利用した資本構成の再構築による兄弟後継者間の事業分離
- 株式の信託設定による経営権の集約
- 遺言の作成を通じた安定的な事業承継
- 三角合併・三角株式交換を利用した国際的事業展開
- 納税猶予制度の活用・事業承継計画の策定についての相談・指導
- 株式現金化と経営関与を確保するための種類株式の活用
- 後継者らによる株主間契約の検討
- 財団法人や社団法人を活用した事業承継スキームの策定及び実行
- 相続税の申告業務
- 個人・法人へのタックス・ヘイブン対策税制への対応のための資本再構築

Wealth Management Practice

資産保全のための信託等の利用

事業家・資産家の皆様のお悩みの1つとして、自らの死後または資産の管理が十分にできなくなった後において、残された家族が資産をきちんと管理していけるのかということが挙げられます。例えば、相続人が年少であり、十分な資産管理能力を有しないと思われるような場合は、資産の適正な管理及び相続人の生活保障のために、自らの財産について信託を設定することが有用といえます。また、信託を用いることにより、第一次受益者の死亡を期に第二次受益者に財産を移転するといった仕組みを構築することも可能となり（受益者連続信託）、後世への財産承継に一定のルールを設けることもできます。これは、例えば、前婚の子と再婚の配偶者がいる場合に、再婚の配偶者を第一次受益者として財産を承継し、その後再婚の配偶者が亡くなったときは、あらかじめ第二次受益者として指定しておいた前婚の子に受益権を取得させるといったケースで利用することができます。

このように、信託は資産保全や後世への資産承継に有用なツールであるといえますが、当事務所においては、事業家・資産家の皆様それぞれの家族構成や資産状況に最も適した信託の仕組みをご提案することが可能です。また、当事務所は、海外における信託の設定、財団法人や社団法人を利用したスキームの策定及び実行等についてもアドバイスを行っております。

一族内紛争の予防・解決（ファミリーガバナンスの構築支援を含む）

事業家・資産家の一族においては、その資産規模の大きさから、構造的に一族内紛争の危険を孕んでいる面があり、また、現実に一族内紛争が顕在化するケースも多いといえます。当事務所では、紛争処理に関する豊富な経験を活かし、事務所の総力を挙げて一族内紛争を戦い抜き、依頼者に最善の結果を導くための体制を整えています。

また、当事務所では、一族内紛争を未然に防ぐためのアドバイスについても積極的に行っており、そのためのツールとして、ファミリーガバナンスを活用しています。ファミリーガバナンスには、ヨーロッパ型の一族内統治を参考とした大掛かりなものもありますが、紛争予防に徹する簡素なものも多数あります。最も望ましいファミリーガバナンスは、依頼者が抱えている個別のニーズ次第で全く異なるため、当事務所では、依頼者のニーズを正しく理解したうえで、そのニーズに応えるための戦略を創造的に立案すること、そして、その戦略を適切にファミリーガバナンスに反映させることを、特に重視しています。

Wealth Management Practice

日本居住者による海外投資に関してのアドバイス

近年、保有資産のリスクの分散化等の理由から、海外の不動産等に投資をされる事業家・資産家の皆様が多くなっています。しかしながら、現地や日本の法制度・税制度に対する理解が十分でないままに投資を実行した結果、期待した効果を得られない場合が多々あります。

当事務所では、所得税や相続税をはじめとする税務上の効果を十分に踏まえた上で、海外投資に関するアドバイスを行っております。

国際相続案件のサポート

ライフスタイルが多様化したことや、国外資産に対する投資が一般化したことから、事業家・資産家の皆様にとって国際相続は身近な問題となりつつあります。国際相続とは、国外に被相続人や相続人が居住している間に相続が発生した場合や、国外に不動産や金融資産を有している被相続人に相続が発生した場合等に生じる相続問題をいいます。

国際相続は、相続人や被相続人の国籍・居住地または資産(相続財産)の所在地により適用される法律が異なるため、各国の法制度についての知識が必要となります。また、国際的な相続税・遺産税等への対応が必要となります。

当事務所は、後述の海外ネットワークや、豊富な国際相続案件への対応経験に基づき、国際相続案件についてワンストップ・サービスを提供することが可能です。

外国居住の事業家・資産家の皆様への日本向け投資に関してのアドバイス

近年では、外国居住の事業家・資産家の皆様からの相談も増加しております。

日本に投資を行うために税務の観点から効率のよいストラクチャーを検討するためには、国内税法や租税条約について十分な検討が必要となります。また、非居住者が日本に投資するに際しては、外為法・金商法・入管法等、様々な法規制の検討も当然必要となります。

当事務所では、国際的な法務及び税務の双方に配慮したストラクチャーに関するアドバイスを提供しております。

Wealth Management Practice

シンガポールオフィスに代表される海外ネットワーク

近年、事業展開の拠点を海外に置くことを検討する企業は増加の一途を辿っており、企業グループの統括機能を海外に移転させることも一般的となっております。森・濱田松本法律事務所は、アジア現地における日本人弁護士によるサポートを必要とされるクライアントの皆様のため、シンガポールオフィスを含むアジア各地に海外オフィスを設けております。さらに、当事務所は、世界中に海外法律事務所とのネットワークを有しており、海外法律事務所と連携して各国の法務・税務サービスを提供することが可能です。

Best for Clients

当事務所では、身近な顧問税理士・弁護士では解決することが難しかった事業家・資産家の皆様が抱える課題に対しても、各先端分野の専門家が一体となって最適なソリューションを提案しています。また、当事務所では、Best for Clientsの精神に基づき、クライアントの皆様に寄り添いながら、誠実かつ丁寧なコミュニケーションを図ることが何よりも重要と考えております。そのようなコミュニケーションを通じて、クライアントの皆様のニーズに十分即した、オーダーメイドのソリューションを提供させていただく所存です。

Awards and Rankings

本プラクティスまたはプラクティスグループの弁護士が、受賞もしくはランキングされたものの一部をご紹介いたします。

Chambers High Net Worth 2023

Private Wealth Law分野でBand 1にランキングされ、以下の弁護士が高い評価を得ております。

Private Wealth Law

大石 篤史
酒井 真

The Legal 500 Asia Pacific 2024

Private Wealth分野でTier 1にランキングされ、以下の弁護士が高い評価を得ております。

Private Wealth
Leading Individuals

大石 篤史
酒井 真

Next Generation Partners

小山 浩

Rising Stars

安部 慶彦

Chambersとは:世界中の法律事務所と弁護士について、クライアント等からの聞き取り調査や案件の内容を基に評価をするChambers & Partnersによるランキング調査。International In-house Counsel誌が2万人を超える企業内法律家を対象に実施した調査において、51%がChambers & Partnersを法律事務所又は弁護士の評価を調べる際に最も使用すると回答している。

Asia Business Law Journal
Japan's Top 100 Lawyers 2023

以下の弁護士を含む15名がJapan's Top 100 Lawyers 2023に選ばれました。

大石 篤史

The 2024 edition of The Best Lawyers in Japan™

Best Lawyers®による、The 2024 edition of The Best Lawyers in Japan™にて、
以下の弁護士を含む152名がThe Best Lawyers in Japan™に、
55名がBest Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選ばれました。

Best Lawyers

大石 篤史 (Tax Law、Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law、Corporate and Mergers and Acquisitions Law)

小林 卓泰 (Banking and Finance Law、Energy Law、Project Finance and Development Practice、Structured Finance Law)

武川 丈士 (International Business Transactions、Project Finance and Development Practice、Real Estate Law、Structured Finance Law)

山崎 良太 (Insolvency and Reorganization Law)

小島 義博 (Corporate and Mergers and Acquisitions Law、International Business Transactions)

信國 篤慶 (Litigation、Arbitration and Mediation、Corporate and Mergers and Acquisitions Law)

稲生 隆浩 (Insolvency and Reorganization Law)

酒井 真 (Tax Law)

小山 浩 (Tax Law)

栗原 宏幸 (Tax Law)

Ones to Watch

髙橋 悠 (Corporate and Mergers and Acquisitions Law)

飯島 隆博 (Corporate and Mergers and Acquisitions Law)

山川 佳子 (Tax Law)

坂東 慶一 (Capital Markets Law)

森・濱田松本法律事務所　広報
mhm_info@mhm-global.com
www.mhmjapan.com

©2024 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.